

第二十五回国会
衆議院
内閣委員会
議 録
第 八 号

昭和三十一年十二月十二日(水曜日)

午前十時五十七分開議

出席委員

委員長 山本 桑吉君

理事 保科善四郎君 理事 宮澤 胤男君

理事 石橋 政嗣君 理事 受田 新吉君

小金 義昭君 薄田 美朝君

辻 政信君 床次 徳二君

眞崎 勝次君 栗山 博君

横井 太郎君 薮ヶ久保盛光君

飛鳥田一雄君 稻村 隆一君

片島 港君 下川儀太郎君

西村 力弥君 森 三樹二君

出席國務大臣 太田 正孝君

出席政府委員

總理府事務官

(内閣總理大臣

官房公務員制度

調査室長)

大山 正君

大藏事務官(主

計局給与課長)

岸本 晋君

總理府事務官

(自治庁財政

部財政課長)

柴田 護君

専門員 安倍 三郎君

本日(の)會議に付した案件

一般職の職員の給与に関する法律の

一部を改正する法律案(内閣提出第

一〇号)

○山本委員長 これより會議を開きま

す。

内閣提出の一般職の職員の給与に關

する法律の一部を改正する法律案を議

題とし、質疑を続行いたします。石橋

君。

○石橋(政)委員 七月に人事院勧告が

なされましてから数カ月間、何ら給与

改善の措置が講ぜられないうままに放置

されておったわけでございますが、こ

のたびその一部といたしまして〇・一

五の年末手当の増額が提案されました

ことは、まあ満足とは言えないいまで

も、誠意の現われとして認めたいと思

うわけでございます。これに関連いた

しまして、特に地方公務員に対する措

置が完全に行われるかどうかという点

に若干の疑義がありますので、自治庁

長官からいろいろとお伺いをいたした

と思います。

まず第一に、昨日の閣議決定の内容

によりまして、地方公務員に對しまし

ても同様の増額の措置が行われるよう

になっておるのでございますが、やや

決定の内容そのものにあいまいな点が

あるわけでありまして、それは地方公務

員に對し年末に支給される期末手当を

「国家公務員の場合に準じ増額支給す

る場合にも」という表現が使われてお

る点であります。これは法律上から

いきまして地方公務員法の二十四条

第三項によつて、明らかに地方公務員

の給与は国家公務員に準じなくてはな

らないというふうになっております

し、この点は先日の本會議におきま

す受田議員の質問にお答えになった長官

の答弁の中でもお認めになっておるの

で、私は疑義はないと思うわけでござ

います。ところが閣議決定の内容には

「支給する場合にも」となつておる。こ

れは一体国家公務員に〇・一五増額さ

れるのだから当然地方公務員にも増額

さるべきだ、しかし予算面ですういう

措置がとられないような場合もあると

いうことをお考えになったのか。そう

だとすると非常に困るわけでありま

す。そういうことじゃなしに、単に、

地方公務員に對してかかる給与の増額

の措置をとるのはあくまで地方自治体

自体である、特に条例で定めるとい

うことが地方公務員法でも明記されてお

るので、そういった建前を尊重する意

味で、単にこいう表現を使つたのであ

つて、絶対に政府としては国家公務

員と同様に増額の措置を行うものであ

るというふうにお考えになっておるの

かどうか、若干疑義がありますので、

まず最初に御答弁願ひたいと思いま

す。

○太田國務大臣 石橋委員の御意見の

通りでございます。申し上げるまで

もなく、自治体が自主的にやるべきこ

となつてございます。しかし原則とい

たしまして国家公務員に準じてやるべ

しという考え方でございます。ただ財

源を作るにつきましての關係上「場合

にも」とありますが、お考えにおいて

は同じでございます。

○石橋(政)委員 それではつきりいた

したわけでございますが、そうしま

すとは、そういう建前をとられまし

ても、自治体の現在の財政の窮迫の状

態から、なかなかさつと支給できな

いような場合が出てくるということだけ

を懸念すればいいようになると思ふの

であります。特にこの閣議決定では、

予算措置の面は既定経費の節約による

国家公務員の場合と同様ではあります

けれども、国家公務員の場合よりも、

なお財政的に窮迫しておる地方自治団

体で既定経費の節約というようなこと

は、非常にむずかしいのじゃないか。

特に再建団体になっております十八団

体ですか、そういうところでは既定経

費の節約なんというものをやる余地は

ほとんどないのじゃないか。現在にお

いてすら昇給昇格その他の原資をどん

どん食つていつてしまひまして、人件

費に大きな波が寄せられてきておる。

そういうときにさらにこの給出をする

ということとはほとんど不可能な状態

じゃないかと私は考へておるわけ

でございますが、この点についてどの

ような措置を講ぜられるつもりである

か。聞きますと、短期資金の融資をや

るのだというふうなことでございま

す。かりに短期資金の融通をやつて

いただきましても、これはあくまでも借

金であります。しかも短期ということ

になりますと、その後の問題も生じて

くるわけですね。短期融資を見てやる

いうことになりましたと、一体その期間

はどのくらいと考へておられるのか、

一カ月か三カ月か、そうしてまたその

期限が切れた時には長期債にでも振り

かえられるのか、あるいは補正予算に

よつて交付税の増額といったような根

本的な対策を講じて、これをカバーし

てやるというふうな考へておられるの

か、そこまではつきりさせておいて

ただかなければ、当初申し上げました

ように既定経費の節約では当面どうし

ても払えないという場面が相当出てく

るかと思ひますので、安心のできるよ

うに一つ対策をお示し願ひたいと思

ひます。

○太田國務大臣 本年における跡始末

において、せんだつての國會において

この處理をいたしましたごとく、間違

いなくこれを実行いたしましたと思ひま

す。申すまでもなく、節約という問題

について困難なものがあつたことは事

実でございます。しかし国家公務員にな

らつてやるべしという原則からい

ますと、一応はそれを建前にいたさな

ければならぬと思ひます。再建団体、あ

るいは自主的再建団体、その他の団体の

中にずいぶん困難なものがあつた。

これもまた一律には言えませんが、た

とえば名前も出していいかと思ひま

す。兵庫県のごときは再建団体とはい

ないながら非常に収入が入つて参りま

した。けれども東北六県のごときはお

示しの通り非常に悪い状況でございま

す。一律にどうこうということは言

えません。また不交付団体の中には相

当に余裕のあるものもある。これもまた

言うまでもないところでございま

す。これをどうするかということとは、

一応融資の問題がございまして、融資

は結局跡始末が問題でございまして、

おそろく石橋委員の御質問もそこに重

点があるかと思ひます。融資につきま

しては、申し出に對しては、こちら

が十分骨を折つてやつていきます。ど

れほどつなげるかということも同様だ

です。

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

第一類第一号 内閣委員会議録第八号 昭和三十一年十二月十二日

と思ひます。しかし出したものの跡始末をつけてくれなければどうにもならぬ。そこで昨年末の跡始末問題などを見ましても、だいたいおくれたところもございいます。結局は出しました。たとえば府県でいってみますと、長崎県、鹿児島県、新潟県などは、だいたいおくれたが、ようよう片づいたようございいます。市町村につきましても、数字は私は大まかに記憶しておるのですが、市が四百ばかり、それから町村が三千ばかりは年末にやりました。その他のものは残つてしまいましたが、これもどうやらこうやら片づいたというのが昨年末の年終算に対する結果でございます。この問題につきましては、この春の二月であつたと記憶いたしますが、地方行政委員会等において大蔵大臣と並んでこの問題の処理をすると言つて、結局は交付税のはね返りとか入場税などで埋めて参りました、この点を処理したというこの事実も御参考にお願ひいたし、地方で最後に足らぬものにつきましては、その資金措置をとらなければならぬというのが私の考え方でございます。

○石橋(政)委員 昨年御努力を願つたということで今年も安心していいかと思ふのでございいます。しかし私が地方議会におつたときに、その後どうしてくれるんだということがはつきりしなければ出されないということを、知事あたりはよく言うわけですが、そうしますとやはり今年についても必ず補正予算を組んでやるというなら、そういうような確言をしていただくということになりますと、期日の面その他金額の面におきましても、十分国務公務員と同等の措置がとられるのじゃないかと思ひますので、今年度についての御計画を、補正予算を組んでやるならやるといふうちに、もう少し御説明を願ひたいと思ひます。

○太田(国務)大臣 補正問題については大蔵大臣が臨時国会でやらぬということだけは申しておりますが、それ以外のことには申されておられません。問題は地方公務員の処理につきまして、同じ屋根の下であるいは警察とかあるいは義務教育費とかの関係その他を見ても、これは区別できません。どうしても出さなければならぬ。ことに内閣でもかわるという場合にいかげんなことをして処理することは、私は政治責任としてできません。閣議においてもはつきりそのことを申したので、結局この金の足らぬ場合においては出すという腹をきめるよりほかはない。その方法いかにについては、何といつても第一義としては、今言つた跡始末をするということが原則でございますから、何にもそれを言わずにいこうということは、私は国の財政でも地方の財政でもできないと思ひます。言うべきであり、しこうして処理することについていかにげんにするということは、私としてはできませんから、従つてこの趣意のもとに昨日の閣議がきまつた次第でございます。

○石橋(政)委員 非常に心強い御答弁を願つて安心いたすわけでございますが、それでは一体どの程度の金額が必要になつてくるかということなのでございいます。十日に開かれまして関係各省の次官會議で出された数字によりますと、国の負担が大体十三億、地方負担が一般職員で二十億九千七百万円、義務教育職員で七億四千八百万円、合せて二十八億四千五百万円ですが、この程度考へておるようでございますが、一方地方六団体の要求は大体三十六億というふうなことになるかと思ひます。朝日新聞の十一日の記事でございいますけれども、全国知事会と地方六団体は、〇・一五の増額支給がなされる場合には、必要な財源として約三十六億円を一つ交付してもらいたいという要望を述べておるようでございますが、この数字の点で一体なぜこのような差が出てきておるか、それがまず第一でございます。特に数字について私懸念いたしますのは、昨年と同様な措置がとられたということでございます。まして、本年〇・一五の増額が法制化されて提案されておるわけでございますけれども、昭和三十一年に限つて〇・一五一律という形が法文としては現われておらないわけですが、結局合計でいいますと従来の一・五に増額された一・六五の「範囲内において、各庁の長又はその委任を受けた者が定める割合」において支給するというふうになつております。これは国家公務員の場合においては、昨日の御答弁によりまして、そういうふう書いておるけれども、実際には関係各省一律に〇・一五の増額になるようにするんだ、昨年も同じような立法措置をとつたが、結果的には昨年〇・二五を一律に全部増額されているのだから、その点は心配要らないというふうな御答弁であつたわけでございますけれども、地方公務員におきましても、見てやる金によりましては、国家公務員においてもこういうような法律になつておるのだからというふうなことで差等をつければ、非常に迷惑する面が出

てくると思ひますので、〇・一五の増額措置がとられるように見ていただきたいということが、もう一つの要望にもなるわけでございます。数字の差といふものが出てきた理由とからみ合せて一つ御見解を述べていただきたいと思ひます。

○太田(国務)大臣 数字のこまかいところは説明員からお話し申し上げますが、大体におきまして三十億でございます。その中で地方の一般財源によるものが二十二億、それから国庫負担になるべき部分が八億、このあとで数字が出てきますけれども、大まかにいって三十億、これが確定した数字でございます。

第二点につきましてはお言葉の通りでございます。また他の政府関係者が言われた通りで、去年と同様にやつていくのでございいます。

○柴田(説明)員 数字の点についてお答えいたします。知事会が申しておりますのは、一般職員と警察職員と義務教育職員の全部の額三十五億九千六百万円という数字でございますが、それをまるめて三十六億と言つておるのだからと思ひます。今回の措置によりまして、そのほかに特別職と議会の議員に對しましても同じように期末手当が増額されますので、それらを見て参りますと、総額におきましては大体三十七億四千万くらいになるかと思ひます。それを地方交付税の出されます交付団体と、地方交付税の行つておきません不交付団体、これを分けて申し上げますと、今の特別職を除きました数字で、交付団体が二十八億五千三百万円、その中で国費が六億五千八百万円、地方費になりますものが二十一億九千五百

万円、残りが不交付団体でありまして、不交付団体では国費が九千一百万円、地方費が六億五千二百万円、合計七億四千三百万円、こういう数字になるわけでございます。

○石橋(政)委員 これは直接担当大臣ではないと思ひますけれども、先ほどから出ております警察職員、特に義務教育の学校職員、半額国庫負担になつております面、そういうものも政府といたしましては全部同等に見ていくということを決定しておると思ひますが、念のために……

○太田(国務)大臣 実はこの給与関係で私も倉石君、一萬田君と一緒に何しました。その問題は一番心配したのでございいます。法務省の関係では、検察庁の人の費用はほとんど一ぱいぎりぎりといった状態、去年もそうでございしました。それから防衛庁、これも同様でございます。一番目立っているのはそれでございますが、それやこれや始末してやるというても、これがまた問題であります。限度に來ている。はみ出たらどうするか。やはり同様取り扱うべく財源措置をいたします。

○石橋(政)委員 それで大体私のお聞きしたいことは尽したわけでございますが、最後に、これは国家公務員に對しましても十二月十五日、もうすぐ支給されることになるわけでございます。そうしますと、地方団体におきましても、例年大体十五日に払われておるのでございいます。時間的に非常に切迫しておるわけでございます。これについて政府の方から何か準備指令的なものが出されておるものであるかどうか、なお、今大臣がおつしたような趣旨のいろいろな問題について

の説明といったようなものが、完全に連絡される手続がとられておるかどうか、この点お尋ねしておきます。

○太田国務大臣 心配の点ごもつともと思います。法律が出ますとすぐそのこまかいことを通達するつもりでございます。問題が一つありまして、御質問のないのから申すのはどうかと思いますが、再建団体はこれをやりません。計画の変更は自治庁の承認を得ることになっております。これが手間取つたらできないことになりまして、災害その他やむを得ざる場合には事後承諾でよいということになっておりますから、その措置によりたいと思ひます。従つて、再建団体についても同様な結果を得るようにいたしたい。これは御質問のないのに言うのは何でございますが、今関連事項と思ひましたから申し上げた次第でございます。

○石橋(政)委員 いろいろ御配慮願ひまして非常に心強く感じておるわけでございます。最後に、今後当然給与改善の措置も政府においてとられるようになるかと思ひます。本委員会におきましても、満場一致で人事院勧告の趣旨をくんで、早急に給与改善の措置をとるようにと決定いたしておるわけでございます。このような措置ができるだけ本年度内に実施されることをわれわれとしては望んでおるわけでございますが、おそらくそういう形で努力をしてもらへるものと期待してゐるのでございます。もし国家公務員に對しましてそういった給与改善の措置がとられるというようなことになりますれば、ここにおいてまた地方公務員の問

題が当然出てくるわけでございますけれども、この点についてもこの年末手当の増額に關連してとられましたと同様に、敏速な措置がとられることをお願いいたしまして、私の質問を終りたいと思ひます。

○太田国務大臣 地方公務員と国家公務員との關係につきましては、地方公務員法、教育公務員法、警察法等に示しておる通りでございます。私もその線を支持すべきものと思ひます。人事院勧告の線を尊重しつつ解決いたしたいと思つております。私といたしましては、皆さん御承知の通りだといふ地方が引き締めて参りました關係上、給与がおくれまつかあるいは払えないとかいろいろな事情がございますので、この点については非常に心配しておる次第でございます。皆様方の御指導によりまして、また人事院の勧告の線を尊重しつつ、御期待に沿うようにいたしたいと思ひます。

○山本委員長 これにて質疑は終了いたしました。

引き続き討論に入るのであります。が、別に討論の通告もありませんので、これを省略いたすに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

引き続き採決に入ります。本法律案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔総員起立〕

○山本委員長 起立総員。よつて本法律案は全会一致をもつて原案の通り可決いたしました。

なお、本法律案に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に

御一任願ひたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○山本委員長 御異議なしと認めます。よつてさう決しました。

本日はこれにて散會いたします。

午前十一時十八分散會

〔参照〕

一般職の職員の給与に關する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に關する報告書

〔別冊附録に掲載〕

昭和三十一年十二月十四日印刷

昭和三十一年十二月十五日發行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局